



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？



「もの言う」自由を守る会

ニュース 12号

2019年1月20日

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす

「もの言う」自由を守る会

<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>

☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613

誰のために守るのか

共同代表 稲葉當意（信願寺 住職）

「『もの言う』自由を守る」のは誰のためでしょうか。

「もの言う」人が「もの言う」人自身のために勝手なことを言っているのではなく、「もの言わぬ」人びとの「本当に言いたいこと」を言っているのだと納得してもらうことを通して、あるいは、ヘイトスピーチをする人に「本当に言いたいこと」は何かと問いかけることを通して「『もの言う』自由を守る」のは誰のためかを明らかにすることが必要ではないでしょうか。

すべての人の「『もの言う』自由を守る」ことができなければ、「もの言う」人の「『もの言う』自由を守る」ことも出来ません。「『もの言う』自由」の内容が誰にとっても「本当に言いたい大切なこと」として確かめ合えれば、その時初めて、すべての人の「『もの言う』自由を守る」ことができるはずです。皆さんそれぞれが、自分にとっての「『もの言う』自由を守る」意味を一緒に考えていきましょう。

1月14日、原告と弁護団とが、上石津に赴いて、集中した議論を行いました。その後、地元の料理（猪鍋、鶏鍋、鹿刺し、自然薯など）に舌鼓を打ちました。（上及び右の写真：上石津にて）



次回口頭弁論は、1月30日(水)の進行協議を経て決まります。

1 2月3日口頭弁論

2018年12月3日の口頭弁論には約90名が傍聴にいらして下さいました。この日もまた、澤地久枝さんが提唱している「毎月3日、

午後1時に『アベ政治を許さない』ポスターを掲げよう」に呼応しました。

県に対する国賠請求訴訟では、原告は第11準備書面を陳述し、口頭で要旨を述べました。裁判所は「議事録」に載っている情報を性質で分類して欲しい、と要望していましたが、第11準備書面で、裁判所の要望に応えつつも、問題の本質は「情報の分類」ではないことを述べました。原告側は「議事録」に載っている情報のみを問題にしているわけではなく（「シーテック社に提供したこと」が問題の核心ではなく）、長期間にわたって原告等を監視し、膨大な情報を集めてきたことを問題にしています。プライバシー権を論じる際に、従来は「（情報の）私事性・秘匿性」が重要な要素とされてきたが、「情報を提供するか、しないか」は、情報の種類で一律に決まるものではない、相手との関係で相対的に決まる（医師にはセンシティブな情報を進んで提供することもある、など）ことを論じました。



個人情報抹消請求訴訟で、被告国は「抹消すべき個人情報何なのかが特定されていない。却下を」と繰り返しています。国（警察庁）&県（県警）が、どういう法的根拠をもって、どういう情報をどれだけ収集しているのかを一切明らかにしようとしていない以上、原告側としては「収集・保管している原告の個人情報のすべてを抹消せよ」と請求するしかありません。

噛み合わない議論が続いているので、一度、原告・被告・裁判所が話し合う非公開の「進行協議」を入れることとなりました。（2019年1月30日）。

次回の口頭弁論期日は、進行協議を経て決まります。

報告集会では、法廷で第11準備書面の要旨を読み上げた原秀一弁護士から説明がありました。



ミニ学習会一知っ得ポイント

続いて、岡本
浩明弁護士が、
裁判の現在の



ポイントを皆さんに話しました。

* * * *

私達は、この裁判で、プライバシー権などの憲法上の権利（人権）が侵害されたと主張しています。人権は国家権力から決して侵されてはならないものです（絶対不可侵）。ただ、全く制限されないわけではありません。「公共の福祉」による制限を受けることは、憲法にもはっきりと書いてあります。他者の人権との調整を図る必要があるからです。

では、人権侵害か、それとも「公共の福祉」による必要最小限の制限かはどうやって判断するのでしょうか？

一つは法律に基づく場合です。例えば名誉毀損罪があります。刑法という法律で「他人の名誉を害してはいけない」と表現の自由を制限しています。法律は、主権者である私達が選挙で選んだ私達の代表者たる国会議員で構成する国会で作られます。その意味では、法律は憲法に沿う内容だと、一応、言えます（戦争法や共謀罪法など、最近はそうとも言い切れませんが…）。したがって、法律に基づく制限は、人権侵害ではなく、「公共の福祉」による制限ということになります。もっとも、法律自体が憲法違反の場合もあります。憲法は国の最高法規なので、憲法違反の法律は無効です。その場合は「法律自体が憲法に違反しているぞ」と争うことになります。

もう一つは事実行為に基づく場合です。この場合は、その行為（制限）の目的に正当性があるか、必要性があるか、目的・必要性との関係でその行為の態様等に相当性があるか、などを、裁判所が判断します。

本件でいえば、大垣警察が原告を狙って行った個人情報収集を、警察に許すような法律はありません。被告は「警察法がその法律だ」と主張しますが、間違っています。本件はプライバシー権の制限ではなく侵害であり、違法です。もし「違法ではない」というのであれば、被告こそが、一生懸命、違法ではないことを主張するべきです。ところが、被告は、認否すらしません。法律で許されていない行為をしながら「正当である」と言い放ち、目的も必要性も相当性も、一切、裁判で主張することさえしていないのです。

2018.12.25 関ヶ原人権裁判学習会

「もの言う」自由を守る会として、30名以上が参加し、「関ヶ原人権裁判学習会とその後に忘年会を賑やかに開催しました。



同じ西濃地域の関ヶ原町で、2007年に強引に小学校統廃合を進める町長に対し、PTAや住民が町民の過半数以上の反対署名を町に提出したところ、町長が町職員に命じ、署名簿をもとに住民400軒に戸別訪問し「誰に頼まれたのか?」「本当に署名したのか?」「今でも気持ちは変わらないのか?」などと圧力をかけた事件です。裁判は最高裁まで闘われ、町長の行為は「不当な目的」であり「表現の自由・請願権・思想良心の自由・プライバシー侵害」を全面的に認め、勝訴しました。

報告された元原告からは、人口8000人弱2800世帯のせまい地域では、今も署名に対する抵抗感や萎縮がみられると話されました。

いろいろな裁判闘争中の話を聞き、私たちもたくさん学ぶべき点があると思いました。
(船田・記)

原告・弁護団の講演や発言の機会がありました。

- ◆ 9月16日 国民救援会尾北支部定期大会 《近藤、小倉》
- ◆ 9月17日 国民救援会創立90周年記念講演会 《笹田弁護士》
- ◆ 9月22日 国民救援会京都府本部大会 《山本弁護士》
- ◆ 10月23日 秘密法と共謀罪に反対する愛知の会 《山田弁護士、船田、近藤》
- ◆ 11月15日 真宗大谷派久留米教区解放運動部現地学習会 《山本弁護士、松島》
- ◆ 11月23日 西濃母親大会 《近藤》
- ◆ 11月24日 国民救援会恵那支部総会 《船田》
- ◆ 11月25日 国民救援会三河支部大会 《船田》
- ◆ 12月9日 大垣警察市民監視違憲訴訟事件を知る会(越前市にて) 《山田弁護士》

**「もの言う」自由を守る会
会員募集中!**

年会費:個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》

ゆうちょ銀行振替

記号番号 00800-0-216504

加入者名 「もの言う」自由を守る会

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会

☎ 0584(81)5105 fax 0584(74)8613

<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>